

## 産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 7月 5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者 〒847-0314  
 住 所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20  
 氏 名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団  
 理事長 諸岡 泰輔  
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 0955-82-0990

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び保管を行うかどうかを明らかにすること。）	最終処分業 （管理型）	中間処理業 （焼却）	中間処理業 （破碎）	中間処理業 （中和）
	燃え殻（溶融スラグに限る）、汚泥（無機性に限る）、鉱さい、がれき類、第13号廃棄物及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（磨石膏ボードに限る）以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。）以上13種類（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	廃酸、廃アルカリ以上2種類（水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20 電話番号 0955-82-090 事業場 〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番8 電話番号 0955-82-0990 〒847-0314 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲2623-1他97筆 電話番号 0955-82-0990			
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙1のとおり			
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙2のとおり			
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	※別紙様式に記載すること			
※事務処理欄				

## 産業廃棄物処分業許可証

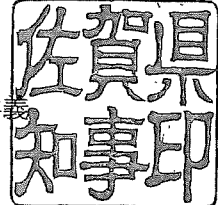
住所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20

氏名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団  
理事長 諸岡 泰輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成29年(2017年)7月10日

許可の有効年月日 令和6年(2024年)7月9日

## 1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼却	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上3種類（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破砕	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
中和	廃酸及び廃アルカリ 以上2種類（水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
管理型	燃え殻（熔融スラグに限る。）、汚泥（無機性汚泥に限る。）、鉱さい、がれき類、第13号廃棄物及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	焼却施設	破砕施設	中和施設
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲3700番8		
設置年月日	平成20年7月22日	平成20年7月22日	平成20年7月15日
処理能力	汚泥：36.0t/日(24時間) 廃油：6.5t/日(24時間) 廃プラスチック類： 22.5t/日(24時間) その他の産業廃棄物： 19.0t/日(24時間) 混焼能力： 84.0t/日(24時間)	19.2t/日(8時間)	6.0m <sup>3</sup> /日(5時間)
許可年月日	平成19年(2007年) 7月24日(変更許可)	平成19年(2007年) 7月30日(変更許可)	
許可番号	佐賀県指令19廃第010007号	佐賀県指令19廃第010009号	

(裏面へ)

施設の種類	管理型最終処分場
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲2623-1, 2623-2, 2624, 2629-1, 2629-2, 2629-3, 2629-5, 2630, 2644, 2647-1, 2647-2, 2647-7, 2649-1, 2650-1, 2650-3, 2650-4, 2650-5, 2650-19, 2650-20, 2650-25, 2650-26, 2650-27, 2650-28, 2650-29, 2650-30, 2650-31, 2650-32, 2650-34, 2650-35, 2653-1, 2653-2, 2659-1, 2659-6, 3674, 3675, 3676, 3677, 3679-1, 3681-1, 3684-2, 3684-3, 3684-7, 3684-10, 3684-13, 3685-1, 3685-2, 3686-1, 3686-2, 3687, 3688, 3689-1, 3690-2, 3690-12, 3690-15, 3696, 3700-1, 3700-2, 3700-3, 3700-4, 3700-5, 3700-7, 3700-8, 3700-9, 3700-10, 3700-11, 3700-12, 3700-18, 3700-19, 3700-20, 3700-21, 3700-23, 3700-30, 3700-32, 3700-33, 3700-34, 3700-35, 3700-36, 3706-3, 3711-7, 3739-1, 3739-3, 3739-5, 3739-6, 3739-7, 3739-26, 3739-28, 3739-30, 3739-57, 3739-58, 3739-59, 3739-60, 3739-61, 3739-62, 3739-63, 3739-64, 3739-65, 3739-66, 3739-68
設置年月日	平成20年8月18日
処理能力	面積：38,890m <sup>2</sup> 、埋立容量：413,000m <sup>3</sup>
許可年月日	平成18年(2006年)10月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令18廃第010009号

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 7月10日 更新許可 優良基準適合  
平成29年11月 7日 変更届 代表者の変更  
平成29年11月 7日 変更届 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る産業廃棄物の種類の記載の変更  
令和 元年10月28日 変更届 代表者の変更  
令和 3年 5月 6日 変更届 代表者の変更  
令和 6年 4月17日 変更届 代表者の変更 以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。  
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。